

昭和二十六年運輸省令第七十号

自動車点検基準

道路運送車両法に基き、自動車整備基準を次のように定める。

(日常点検基準)

第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第四十八条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車 別表第一
- 二 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車 別表第二

(定期点検基準)

第二条 法第四十八条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車(被牽引自動車を除く。) 別表第三
- 二 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車(被牽引自動車に限る。) 別表第四
- 三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第五
- 四 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第五の二
- 五 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第六
- 六 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第七

第三条 法第四十八条第一項第一号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- 一 車両総重量八トン以上の自家用自動車
- 二 車両総重量八トン未満で乗車定員一人以上の自家用自動車
- 三 次に掲げる自動車であつて、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第八十条第一項の規定により受けた許可に係る自家用自動車(前二号に掲げるもの及び二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)
- イ 貨物の運送の用に供する普通自動車及び小型自動車
- ロ 専ら幼児の運送を目的とする普通自動車及び小型自動車
- ハ 人の運送の用に供する三輪自動車
- ニ 散水自動車、広告宣伝用自動車、靈柩ゆう自動車その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車
- ホ 大型特殊自動車
- ヘ 檢査対象外軽自動車

2 法第四十八条第一項第二号の国土交通省令で定める自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- 一 法第六十一条第二項第二号に規定する自家用乗用自動車
- 二 患者の輸送の用に供する車その他特種の用途に供する検査対象軽自動車(人の運送の用に供する三輪のものを除く。)

3 法第四十八条第一項第二号の国土交通省令で定める自家用自動車は、次に掲げる自動車とする。

- 一 道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車(前項に規定するものを除く。)
- 二 道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車
- 三 貨物の運送の用に供する自家用普通自動車及び小型自動車
- 四 専ら幼児の運送を目的とする自家用普通自動車及び小型自動車
- 五 自家用三輪自動車
- 六 広告宣伝用自動車その他特種の用途に供する自家用普通自動車及び小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)

七 自家用大型特殊自動車(二輪の軽自動車を除く。)
八 自家用検査対象外軽自動車(二輪の軽自動車を除く。)

(点検整備記録簿の記載事項等)

第四条 法第四十九条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録自動車につては自動車登録番号、法第六十条第一項後段の車両番号の指定を受けた自動車につては車両番号、その他の自動車につては車台番号
- 二 点検又は特定整備時の総走行距離

三 点検又は整備を実施した者の氏名又は名称及び住所(点検又は整備を実施した者が使用者と同一の者である場合にあつては、その者の氏名又は名称)

2 点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第二条第一号から第四号までに掲げる自動車にあつては一年間、同条第五号及び第六号に掲げる自動車にあつては二年間とする。

(点検等の勧告に係る基準)

第五条 法第五十四条第四項の国土交通省令で定める劣化又は摩耗により生ずる状態(法第七十二条の二第二項において準用する場合を含む。)は、別表第八に掲げるとおりとする。

二 法第五十四条第四項の国土交通省令で定める点検(法第七十二条の二第二項において準用する場合を含む。)は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車(被牽引自動車を除く。) 別表第三に定める十二月
- 二 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車(被牽引自動車を除く。) 別表第三に定める十二月
- 三 法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第五に定める十二月
- 四 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第五の二に定める十二月
- 五 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 别表第六に定める二年ごとに実行する点検
- 六 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 别表第七に定める二年ごとに実行する点検

三 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 别表第五に定める十二月ごとに実行する点検

四 法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 别表第五に定める十二月ごとに実行する点検

五 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 别表第六に定める二年ごとに実行する点検

六 法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 别表第七に定める二年ごとに実行する点検

(自動車車庫の基準)

第六条 法第五十六条の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 自動車車庫は、自動車車庫以外の施設と明りように区画されていること。
- 二 自動車車庫の面積は、常時保管しようとする自動車について、第一条に定める日常点検並びに当該自動車の清掃及び調整が実施できる充分な広さを有すること。
- 三 自動車車庫は、次の表に掲げる測定用器具、作業用器具、工具及び手工具(当該自動車車庫に常時保管しようとするすべての自動車に備えられているものを除く。)を有すること。

測定用器具	作業用器具、工具	手工具
イ 物さし又は巻尺	イ ジャッキ又はリフト	イ ワロス・スパンナ
ロ ダイヤ・ゲージ	ロ 注油器	ロ ソケット・レンチ
ハ タイヤ・デブス・ゲージ	ハ ホイール・ナット・レンチ	ハ プラグ・レンチ
ニ (蓄電池の充放電の測定具)	ニ (タイヤの空気充てん具)	ニ モンキー・レンチ
チ (トルク・レンチ)	チ (グリース・ガン)	チ ベンチ
リ (点検用ハンマ)	リ (ハンド・ハンマ)	リ ネジ回し

プラグ・レンチについては、ジーゼル自動車のみの車庫には適用しない。

(括弧内のものは、有していることが望ましいものを示す。)

第七条 法第五十七条の二第一項の規定による自動車の型式に固有の技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。

一 当該自動車の販売を開始した日から六月以内に行うこと。

二 自動車特定整備事業者又は使用者が容易に入手できる方法により行うこと。ただし、少数生産車であること等により当該提供を受ける者が限定される場合又は次項（第二号に係る部分に限る。）の規定により情報を提供する場合にあつては、この限りでない。

三 自動車特定整備事業者又は使用者が第三項第三号に規定する作業機械（自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与するものに限る。）の情報を用いて点検及び整備をすることができるよう、当該作業機械を提供すること。

四 提供した情報を変更したときは、これを周知させるための措置を講ずること。

2 前項の規定による提供は、次のとおりとすることがができる。

一 有償（合理的かつ妥当な金額であつて、不当に差別的でないものに限る。）とすること。

二 自動運行装置その他点検及び整備のために通常利用される技術よりも高度な技術を利用する装置に係る情報を提供する場合にあつては、当該情報の提供を受ける者を、当該情報に基づく点検及び整備を適確に実施するに足りる能力及び体制を有することが確認された者に限ること。

三 当該自動車の流通の状況からみて当該提供を受ける者が著しく少数となつた場合においては、当該提供を終了すること。

4 法第五十七条の二第一項の国土交通省令で定める技術上の情報は、次に掲げるものとする。ただし、自動車の点検及び整備の目的以外の目的で使用されることにより、当該自動車について保安上及び公害防止上支障があるものとして国土交通大臣が定めるものを除く。

一 自動車の故障の状態を識別するための番号、記号その他の符号

二 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第四十五条の四第一号に規定する装置の構造及び作動条件に関する情報

三 法第四十九条第二項に規定する特定整備に必要な自動車の構造及び装置に関する情報、点検及び整備の実施の方法に関する情報並びに作業機械の情報

四 前三号に掲げるもののほか、自動車の点検及び整備の適切な実施のために必要なものとして国土交通大臣が定める情報

第八条 法第五十七条の二第二項の国土交通省令で定める技術上の情報は、点検（法第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。）の箇所・時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。

附 則 抄
1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十六年七月一日から適用する。

附 則 （昭和二十九年七月二十日運輸省令第四〇号） 抄
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和三八年一月一日運輸省令第五三号）
この省令は、昭和三十八年十月十五日から施行する。

附 則 （昭和四三年一一月三〇日運輸省令第五七号）
この省令は、昭和四十三年十一月一日から施行する。

附 則 （昭和四五年七月二九日運輸省令第六七号）
この省令は、昭和四十五年八月一日から施行する。

附 則 （昭和四八年一一月二六日運輸省令第四三号）
この省令は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

附 則 （昭和四九年一一月二二日運輸省令第四五号）
（施行期日）
抄

1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則 （昭和五四年七月一六日運輸省令第三三号）
この省令は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附 則 （昭和五八年三月一五日運輸省令第二七号）
抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二年一一月二九日運輸省令第三一号）
抄

1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第九十一号）の施行の日（昭和五八年七月一日）から施行する。

附 則 （平成二年二月二八日運輸省令第八号）
抄

1 この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。

附 則 （平成七年二月二八日運輸省令第八号）
抄

1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成六年法律第八十六号）の施行の日（平成七年十一月二十四日）から施行する。

附 則 （平成一〇年一〇月九日運輸省令第六七号）
抄

1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十六号）の施行の日（平成十一年十一月二十四日）から施行する。

附 則 （平成一一年一〇月二七日運輸省令第四六号）
抄

1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十六号）の施行の日（平成十一年十一月二十四日）から施行する。

附 則 （平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）
抄

1 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十六号）の施行の日（平成十一年十一月二十四日）から施行する。

附 則 （平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）
抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一七年一一月二九日国土交通省令第一一一号）
抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一八年九月七日運輸省令第八六号）
抄

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一八年九月七日国土交通省令第八六号）
抄

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年七月一日国土交通省令第五一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年九月七日国土交通省令第五一号）
この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則 （平成三〇年六月二七日国土交通省令第五一号）
この省令は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則 （令和二年一月六日国土交通省令第六号）
抄

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一九年三月四日国土交通省令第一一号）
この省令は、平成十九年三月四日から施行する。

(施行期日)

第一条 この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条中自動車点検基準第二条、第四条第二項及び第五条第二項の改正規定並びに別表第五の次に一表を加える改正規定並びに第七条中指定自動車整備事業規則第六条第一項の改正規定に一表を加える改正規定並びに第七条中指定自動車整備事業規則第六条第一項の改正規定
- 二 第二条中自動車点検基準第三、別表第五及び別表第六の改正規定、第三条中優良自動車に基づく道路運送車両法の特例に関する省令第六条の改正規定 令和三年十月一日

(経過措置)

第七条 施行日において現に販売されている自動車の型式に固有の技術上の情報（自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与する作業機械に関するものに限る。）であつてその提供に相当の期間を要するものについては、令和二年十二月三十一日までは、第二条の規定による改正後の自動車点検基準第七条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

附 則（令和五年三月三一日国土交通省令第一八号）

この省令は、令和五年七月一日から施行する。

附 則（令和五年一〇月二〇日国土交通省令第八六号）抄

(施行期日)

別表第1 (事業用自動車、自家用貨物自動車等の日常点検基準) (第一条関係)

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適當で、ブレーキの効きが十分であること。 2 ブレーキの液量が適當であること。 3 空気圧力の上がり具合が不良でないこと。 4 ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。 5 駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適當であること。 6 タイヤの空気圧が適當であること。 7 タイヤ及び異状な摩耗がないこと。 8 タイヤの溝の深さが十分であること。 9 タイヤの空気圧が適當であること。 10 タイヤ及び亀裂及び損傷がないこと。 11 冷却水の量が適當であること。 12 エンジン・オイルの量が適當であること。 13 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 14 灯火装置及び方向指示器の点灯又は点滅具合が不良でなく、かつ、汚れ及び損傷がないこと。 15 ウィンドウ・ウォッシャー及びワイパーの液量が適當であること。 16 ファン・ベルトの張り具合が適當であること。 17 ファン・ベルトの取付状態が不良でないこと。 18 エンジン・オイルの量が適當であること。 19 エンジン・オイルの量が適當であること。 20 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 21 低速及び加速の状態が適當であること。 22 ワイパーの払拭 ^く 状態が不良でないこと。
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適當であること。 2 タイヤ及び損傷がないこと。 3 タイヤの溝の深さが十分であること。
3 パッテリ	1 タイヤの空気圧が適當であること。 2 タイヤ及び損傷がないこと。 3 タイヤの溝の深さが十分であること。
4 原動機	1 タイヤの空気圧が適當であること。 2 タイヤ及び損傷がないこと。 3 タイヤの溝の深さが十分であること。
5 灯火装置及び方向指示器	1 タイヤの空気圧が適當であること。 2 タイヤ及び損傷がないこと。 3 タイヤの溝の深さが十分であること。
6 ウィンド・ウォッシャー及びワイパー	1 タイヤの空気圧が適當であること。 2 タイヤ及び損傷がないこと。 3 タイヤの溝の深さが十分であること。
7 運行において異常が認められた箇所	1 タイヤの空気圧が適當であること。 2 タイヤ及び損傷がないこと。 3 タイヤの溝の深さが十分であること。

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条、第五条関係)	
点検箇所	点検時期
1 ベルトの緩み及び損傷	3月ごと
2 ハンドル	1月2月ごと
3 ボルト・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷	(3月ごとの点検に次の点検を加えたもの)
4 ホイール・アライメント	2月
5 ナックル	3月ごと
6 ラッピング装置	3月ごと
7 エア・タンク	3月ごと
8 当該箇所に異状がないこと。	3月ごと

ク 7 エア・タンク	エア・タンクに凝水がないこと。
8 運行において異状が認められた箇所	当該箇所に異状がないこと。
9 (注) (※1) 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。	(※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

① (※1) 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

② (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

走行装置		制動装置										
ホイール 二重安全ブレーキ機構	ブレーキ・ペダル	(※2) 2 油漏れ及 び油量	1 遊び及び踏み込 んだときの床板との すき間	2 ブレーキの効き	1 引きしろ	2 具合	漏れ、損傷及び取付	液量	状態	リザーバ・タンク	マスター・シリンドラ、ホイー ル・シリンドラ及びディス ク・キャリパー	
センタ・ブレーキ・ドラム 及びライニング	ブレーキ・ディスク及びパ ッド	ブレーキ・カム	ブレーキ・バルブ、クイッ ク・レリーズ・バルブ及び リレー・バルブ	倍力装置	ブレーキ・タンク	マスター・シリンドラ、ホイー ル・シリンドラ及びディス ク・キャリパー	リザーバ・タンク	ロッドのストローク	1 ブレーキの効き	2 ブレーキ機構	駐車ブレーキ機構	
2 の状態 ルト及びホイール・ナット の緩み	1 タイヤ (※2) 1 ホイール 2 ホイール・ナット 1 リヤ・ホイール・ボク 2 リム、サイド・リング及びディス ク・ホイールの損傷	1 ドラムとライニ ングとのすき間 2 ドラムとライニ ングとのすき間	1 パッドとのすき間 (※2) 2 パッドの 摩耗	1 パッドとのすき間 (※2) 2 パッドの 摩耗	1 パッドとのすき間 (※2) 2 パッドの 摩耗	1 パッドとのすき間 (※2) 2 パッドの 摩耗	1 パッドとのすき間 (※2) 2 パッドの 摩耗	1 パッドとのすき間 (※2) 2 パッドの 摩耗	1 パッドとのすき間 (※2) 2 パッドの 摩耗	1 パッドとのすき間 (※2) 2 パッドの 摩耗	1 パッドとのすき間 (※2) 2 パッドの 摩耗	
た 3 リヤ・ホイール・バアリングのが れたときの床板との すき間	機能	2 1 ライニングの摩耗及び損傷	2 1 ライニングの摩耗及び損傷	2 1 ライニングの摩耗及び損傷	2 1 ライニングの摩耗及び損傷	2 1 ライニングの摩耗及び損傷	2 1 ライニングの摩耗及び損傷	2 1 ライニングの摩耗及び損傷	2 1 ライニングの摩耗及び損傷	2 1 ライニングの摩耗及び損傷	2 1 ライニングの摩耗及び損傷	2 1 ライニングの摩耗及び損傷

原動機		電気装置										動力伝達装置			
冷却装置	燃料装置	潤滑装置	本体	電気配線	バッテリ	点火装置	デフアレンシヤル	トランスマツション及びト ランスファ	ブロペラ・シャフト及びド ライブ・シャフト	シヨツク・アブソーバ	エア・サスペンション	コイル・サスペンション	リーフ・サスペンション		
み及び損傷	ファン・ベルトの緩 み	燃料漏れ	3 状態 排気の状態	2 状態 の状態	2 低速及び加速の の状態	1 傷 接続部の緩み及び 損	1 状態 ターミナル部の接 続	1 点火プラグの状態 (※7) 2 点火時 期	油量 (※2)	油漏れ及び 油量 (※2)	3 2 作用 油漏れ及び 油量 (※2)	1 ベダルの遊び及 び切れたときの床 板とのすき間	1 エア漏れ (※2) 2 ベローズ の損傷 (※2) 3 取付部及 び連結部の緩み及 び	1 エア漏れ (※2) 2 ベローズ の損傷 (※2) 3 取付部及 び連結部の緩み及 び	スプリングの損傷 ト・ホイール・ベアン リングのがた
水漏れ												1 取付部及び連結部の緩み、 がた及び損 傷	1 取付部及び連結部の緩み、 がた及び損 傷		

ばい煙、 悪臭のあ るガス、 有害なガ ス等の発 散防止装 置	燃料蒸発ガス排出抑止装置	プロバイ・ガス還元装置
一酸化炭素等発散防止装置		
エグゾースト・パイプ及びマフラー デフロスター及び施錠装置		
警音器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、 車柱及び車体		
エア・コンプレッサ	(※2) 取付けの緩 み及び損傷	
高压ガスを燃料とする燃料装置等		
エア・タンクの凝水	1 導管及び繼手部 のガス漏れ及び損傷	マフラーの機能
1 非常口の扉の機 能	2 緩み及び損傷	
2 緩み及び損傷	3 スペアタ イヤ取付装置の緩 み、 がた及び損 傷	
3 スペアタ イヤ取付状 態	4 スペアタ イヤ取付部の緩 み及び損傷	
4 スペアタ イヤ取付部の緩 み及び損傷	5 ツールボ ツクスの取付 部の緩 み及び損傷	
5 ツールボ ツクスの取付 部の緩 み及び損傷		
連結装置		
座席		
開扉発車防止装置		
その他		
(注) ① (※1) 印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。 ② (※2) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離 が3月当たり2千キロメートル以下の場合については、前回の当該点検を行ふべきこととされ る時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。		

(※3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
(※4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないこ
とができる。

(※5) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。
(※6) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ(か
じ取り装置並びに車柱及び車体に備えるものに限る)、衝突被害軽減制動制御装置、自動救命型
操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第7
4号))に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る)の点検をもつて代えること
ができる。

(※7) 印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。
(※8) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、
大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。

(※3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
(※4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないこ
とができる。

④ (※3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
(※4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないこ
とができる。

⑤ (※5) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。

⑥ (※6) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ(か
じ取り装置並びに車柱及び車体に備えるものに限る)、衝突被害軽減制動制御装置、自動救命型
操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第7
4号))に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る)の点検をもつて代えること
ができる。

⑦ (※7) 印の点検は、ディストリビュータを有する自動車に限る。

⑧ (※8) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、
大型特殊自動車及び検査対象外軽自動車を除く。

(※3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
(※4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないこ
とができる。

④ (※3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。
(※4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないこ
とができる。

⑤ (※5) 印の点検は、大型特殊自動車を除く。

⑥ (※6) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロック・ブレーキシステム及びエアバッグ(か
じ取り装置並びに車柱及び車体に備えるものに限る)、衝突被害軽減制動制御装置、自動救命型
操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第7
4号))に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る)の点検をもつて代えること
ができる。

別表第4(被牽引自動車の定期点検基準)(第二条、第五条関係)

点検所

点検時期

3月ごと

(3月ごとの点検に次の
点検を加えたもの)

12月ごと

置 緩衝裝	走行裝 置ホイール	制動裝 置	点 檢箇所
エア・サスペンション			
スプリングの損傷			
1 エア漏れ 2 ベローズの損傷			
能 能			
レベリング・バルブの機 能			

制動装置		車体構造部		電気装電気配線		接続部の緩み及び損傷		(※1) 3 取付部及び連結部の緩み及び損傷	
				エア・コンプレッサ	ショック・アブソーバ				
駐車ブレーキ機構	ブレーキ・ペダル	ブレーキ・ペダル	ハンドル	シヤシ各部の給油脂状態	連結装置	エア・タンクの凝水	油漏れ及び損傷	(※1) 3 取付部及び連結部の緩み及び損傷	油漏れ及び損傷
(※1) 1 引きしろ	(※1) 1 キの効き具合	遊び及び踏み込んだときの床	ベルトの緩み及び損傷	6月ごと	その他	(※2) 1 緩み及び損傷	(※2) 2 緩み及び損傷	(※2) 3 スペアタイヤ取付装	(※2) 4 ツールボックスの取付
2 1 引きしろ	ブレーキの効き具合	遊び及び踏み込んだときの床	ベルトの緩み及び損傷	1-2月ごと	付部の緩み及び損傷	1 カブラーの機能及び損傷	2 キング・ピン及びブルネット・アイの摩耗、亀裂及び損傷	3 スペアタイヤの取付	4 ツールボックスの取付
			操作具合	(6月ごとの点検に次の点検を加えたもの)		1 カブラーの機能及び損傷	2 キング・ピン及びブルネット・アイの摩耗、亀裂及び損傷	3 スペアタイヤの取付	4 ツールボックスの取付

(注)
① (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行なうべきこととされる時期に当該点検を行なかつた場合を除き、行わないことができる。
② (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

別表第5 (自家用貨物自動車等の定期点検基準) (第二条、第五条関係)

動力伝達装置		緩衝装置		走行装置		倍力装置		ホース及びパイプ		リザーバ・タンク	
ブロペラ・シャフト及びトランク	トランスミッション及びトランス	クラッチ	ショック・アブソーバ	リーフ・サスペンション	ホイール	二重安全ブレーキ機構	センタ・ブレーキ・ドラム及びラブリーニング	ブレーキ・ディスク及びパッド	ブレーキ・ディスク及びパッド	ブレーキ・ディスク及びパッド	ブレーキ・ディスク及びパッド
(※4) の緩み	連結部	油漏れ及び油量	2 き間作用	1 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	2 フロント・ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	3 フロント・ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	1 シューターの摺動部分及びライニングとのすき間	2 ライニングとのすき間	3 ライニングの摩耗及び損傷
2 ツの亀裂及び損傷	自在継手部のダスト・ブリ	油漏れ及び油量	油漏れ及び損傷	2 1 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	2 1 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	2 1 取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	2 1 リヤ・ホイール・ベアリングのがた	2 1 リヤ・ホイール・ベアリングのがた	2 1 リヤ・ホイール・ベアリングのがた	2 1 リヤ・ホイール・ベアリングのがた	2 1 リヤ・ホイール・ベアリングのがた

高圧ガスを燃料とする燃料装置等															
電気装置															
原動機	電気配線	バッテリ	本体	点火装置	デフアレンシヤル	及び油量	(※4)	油漏れ	(※4)	油漏れ	及び油量	(※4)	油漏れ	センタ・ベアリングのがた	
エア・コンプレッサー	警音器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロス	エア・タンクの機能	一酸化炭素等発散防止装置	燃料蒸発ガス排出抑止装置	ばい煙、悪臭 のあるガス、等 の発散防止 装置	燃料装置	潤滑装置	冷却装置	油漏れ	1 排気の状態 (※4) 2 工業 エレメントの状態 (※2) 3 エア・クリーナの油の汚れ及び量					
凝水	エア・タンクの機能	エア・コンプレッサー、マフラ	2 傷 (※4) 1 取付けの緩み及び損傷	5 機能 作用 配管の損傷及び取付状態	4 機能 1 触媒反応方式等排出ガス減少 2 装置の取付けの緩み及び損傷 3 二次空気供給装置の機能 4 減速時排気ガス減少装置の機能 5 チエック・バルブの	1 機能 (※1) 2 チャコール・キヤニ 3 チエック・バルブの	1 機能 (※1) 2 チャコール・キヤニ 3 チエック・バルブの	1 機能 (※1) 2 チャコール・キヤニ 3 チエック・バルブの	1 機能 (※1) 2 チャコール・キヤニ 3 チエック・バルブの	1 機能 (※1) 2 チャコール・キヤニ 3 チエック・バルブの					
エア・コンプレッサー	エグゾースト・バイパス及びマフラー	警音器、窓拭き器、洗浄液噴射装置、デフロス	一酸化炭素等発散防止装置	燃料蒸発ガス排出抑止装置	ばい煙、悪臭 のあるガス、等 の発散防止 装置	燃料装置	潤滑装置	冷却装置	油漏れ	1 排気の状態 (※4) 2 工業 エレメントの状態 (※2) 3 エア・クリーナの油の汚れ及び量					
(注)	車輌及び車体	座席 その他	車輌及び車体	座席 その他	車輌及び車体	座席 その他	車輌及び車体	座席 その他	車輌及び車体	座席 その他	車輌及び車体	座席 その他	車輌及び車体	座席 その他	
	油脂状態	シャシ各部の給油 (※6) (※7) 車載式故障診断	緩み及び損傷	座席ベルトの状態	緩み及び損傷	座席ベルトの状態	緩み及び損傷	座席ベルトの状態	緩み及び損傷	座席ベルトの状態	緩み及び損傷	座席ベルトの状態	緩み及び損傷	座席ベルトの状態	
	器附属品の損傷	(※9) 2 ガス容	手部のガス漏れ及び損傷	手部のガス漏れ及び損傷	手部のガス漏れ及び損傷	手部のガス漏れ及び損傷	手部のガス漏れ及び損傷	手部のガス漏れ及び損傷	手部のガス漏れ及び損傷	手部のガス漏れ及び損傷	手部のガス漏れ及び損傷	手部のガス漏れ及び損傷	手部のガス漏れ及び損傷	手部のガス漏れ及び損傷	
	装置の診断の結果	(※3)	座席ベルトの状態	(※3)	座席ベルトの状態	(※3)	座席ベルトの状態	(※3)	座席ベルトの状態	(※3)	座席ベルトの状態	(※3)	座席ベルトの状態	(※3)	
ユード	ダーリング・ドライブ	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	ブレーキ・ペダル及びブレーキ・レバー	
グとのすき間	(※1) 1 ドラムとライニング	漏れ、損傷及び取付状態	2 緩み、がた及び損傷	1 遊び	2 部のがた	1 遊び	2 ステアリング・ステムの軸受	1 操作具合	1 (6月ごとの点検を加えたもの)	1 (6月ごとの点検を加えたもの)	1 (6月ごとの点検を加えたもの)	1 (6月ごとの点検を加えたもの)	1 (6月ごとの点検を加えたもの)	1 (6月ごとの点検を加えたもの)	1 (6月ごとの点検を加えたもの)
損傷	ドラムの摩耗及び損傷	機能、摩耗及び損傷	2 状態	1 機能・ステアリング・ステムの取付	1 機能・ステアリング・ステムの取付	1 機能・ステアリング・ステムの取付	1 機能・ステアリング・ステムの取付	1 機能・ステアリング・ステムの取付	1 機能・ステアリング・ステムの取付	1 機能・ステアリング・ステムの取付	1 機能・ステアリング・ステムの取付	1 機能・ステアリング・ステムの取付	1 機能・ステアリング・ステムの取付	1 機能・ステアリング・ステムの取付	1 機能・ステアリング・ステムの取付

点検箇所
点検時期
別表第5の2(有償で貸し渡す自家用二輪自動車等の定期点検基準)(第二条、第五条関係)

6月ごと

12月ごと
(6月ごとの点検を加えたもの)

原動機		電気装置			動力伝達装置		緩衝装置		走行装置	
ばい煙、悪臭のあるガス等の発散防止装置	燃料蒸発ガス排出抑止装置	冷却装置	潤滑装置	燃料装置	本体	電気配線	パツテリ	点火装置	ドライブ・ベルト	ホイール
ブローバイ・ガス還元装置					(※1) 1 エレメントの状態	ターミナル部の接続状態	2 グの状態	1 チェーンの緩み	(※1) クラッチ・レバーの遊び	ブレーキ・ディスク及びパッド
		水漏れ	油漏れ	3 2 1 燃料漏れ リンク機構の状態	(※2) 1 エア・クリーナ・スロットル・バルブ及びチヨーク・バルブの作動状態	3 2 2 低速及び加速の状態	2 点火時期	1 スプロケットの取付状態	(※1) 油漏れ及び油量	(※1) 1 タイヤの状態
2 1 配管の損傷 り及び損傷 キヤニスターの詰ま	2 1 配管等の損傷 チヤコール・シヤリパ						3 2 1 損傷	1 点火プラ	2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	(※1) 2 フロント・ホイール・ベアリングのがた
									3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた	(※1) 3 フロント・ホイール・ベアリングのがた
									4 リヤ・ホイール・ベアリングのがた	(※1) 4 リヤ・ホイール・ベアリングのがた

制動装置	駐車ブレーキ機構	ブレーキ・ペダル	パワー・ステアリング装置	かじ取り車輪	かじ取りハンドル	ギヤ・ボックス	ロッド及びアーム類	点検箇所	点検時期	1年ごと	フレーム	エグゾースト・パイプ及びマフラー	高圧ガスを燃料とする燃料装置等	一酸化炭素等発散防止装置	
ホース及びパイプ リンド及びディスク・キヤリパ											① (注)				
漏れ、損傷及び取付状態	2 1 液漏れ ブレーキの効き具合	2 1 漏れ、損傷及び取付状態	1 1 ときの床板とのすき間	ベルトの緩み及び損傷						② (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。	1 対付けの緩み及び損傷 （※3）2 容器附属品の損傷				
										③ (※3) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、検査対象外軽自動車を除く。	1 対付けの緩み及び損傷 （※3）2 容器附属品の損傷				
機能、消耗及び損傷										2 取付けの緩み	2 シャシ各部の給油脂状態				

別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）（第二条、第五条関係）

① (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が6月当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされている時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

② (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

③ (※3) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限り、検査対象外軽自動車を除く。

1 装置の機能
2 配管の損傷及び取付状態
3 チェスク・バーブの機能
4 二次空気供給

		置散ス有るガスのな装發ガ		原動機		電気装置		緩衝装置		走行装置		ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー		(※1) 1 ドラムとライニングとのすき間				
燃料蒸発ガス排出抑制装置	いい煙、悪臭の止	ブローバイ・ガス還元装置	本体	バッテリ	電気配線	点火装置	デファレンシャル	クラッチ	ショック・アブソーバ	取付部及び連結部	ホイール	ブレーキ・ディスク及びパッド	(※1) 1 ディスクとパッドの摩耗	(※1) 1 ディスクとパッドとのすき間	ブレーキ・ディスク及びパッドの摩耗			
1 配管等の損傷	2 の状態	1 メターリング・バルブ	1 フアン・ベルトの緩み及び損傷	油漏れ	1 排気の状態 (※1) 2 エア・クリーナ・エレメントの状態 (※4) 3 ディスクトリビュータのキヤップの状態	ターミナル部の接続状態 (※4) 2 点火時期 (※4) 1 点火	2 トランスマッショントrans 3 プラグの状態 (※1) 1 ディスクトリビュータのキヤップの状態 (※4) 2 点火時期 (※4) 1 点火	3 ブラグ及びトランス 4 プロペラ・シャフト及びドライバ 5 ブ・シャフト	4 ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき間 (※1) 5 油漏れ及び油量	5 連結部の緩み (※1)	6 自在継手部のダスト・ブローバン	7 油漏れ及び損傷	8 イール・ペアリングのがた (※1) 9 リヤ・ホイール・ボルトの緩み	10 フロント・ホイール・ペアリングのがた (※1) 11 リヤ・ホイール・ボルトの緩み	12 リヤ・ホイール・ボルトの緩み	13 フロント・ホイール・ペアリングのがた (※1) 14 リヤ・ホイール・ボルトの緩み	15 リヤ・ホイール・ボルトの緩み	16 リヤ・ホイール・ボルトの緩み
置かじ取り装ハンドル	点検箇所	点検時期	1年ごと	2年ごと	1年ごと	2年ごと	1年ごと	2年ごと	1年ごと	2年ごと	1年ごと	2年ごと	1年ごと	2年ごと	1年ごと	2年ごと		
操作具合																		

(注)

- ① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあつては、2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。
- ② (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり5千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。
- ③ (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合、行わないことができる。
- ④ (※3) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロッカ・ブレーキシステム及びエアバッグ(ただし取り装置並びに車体に備えるものに限る)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)の点検をもつて代えることができる。
- ⑤ (※4) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。
- ⑥ (※5) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

別表第7(二輪自動車の定期点検基準)(第二条、第五条関係)

(1) 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあつては、2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。

(2) (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が1年当たり5千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

(3) (※2) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合、行わないことができる。

(4) (※3) 印の点検は、原動機、制動装置、アンチロッカ・ブレーキシステム及びエアバッグ(ただし取り装置並びに車体に備えるものに限る)、衝突被害軽減制動制御装置、自動命令型操舵機能及び自動運行装置に係る識別表示(道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあるものとして警報するものに限る。)の点検をもつて代えることができる。

(5) (※4) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

(6) (※5) 印の点検は、圧縮天然ガス、液化天然ガス及び圧縮水素を燃料とする自動車に限る。

一酸化炭素等発散防止装置	能	1 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷	2 二次空気供給装置の機	3 配管の機能	4 減速時排気ガス減少装置の機能	5 配管の損傷及び取付状態の機能
点検箇所	点検時期	1年ごと	2年ごと	1年ごと	2年ごと	1年ごと
操作具合						

